

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第19回）配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryu/mext_00062.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 教育課程企画特別部会

> 教育課程部会 教育課程企画特別部会（第19回）配付資料

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第19回）配付資料

1．日時

令和8年10月8日（木曜日）9時30分～11時30分

2．場所

WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式

3．配付資料

議事次第 (PDF:76KB)

【進行資料】教育課程企画特別部会（第19回）の流れ（イメージ）(PDF:341KB)

【資料1-1】全国町村教育長会 御発表資料 (PDF:306KB)

【資料1-2】全国特別支援教育推進連盟 御発表資料 (PDF:233KB)

【資料1-3】公益社団法人日本PTA全国協議会 御発表資料 (PDF:517KB)

【資料1-4】全国養護教諭連絡協議会 御発表資料 (PDF:510KB)

【資料1-5】公益社団法人日本青年会議所 御発表資料 (PDF:255KB)

【資料1-6】一般社団法人日本若者協議会 御発表資料 (PDF:957KB)

【資料1-7】特定非営利活動法人全国認定こども園協会 御発表資料 (PDF:836KB)

【参考資料1】次期学習指導要領等に向けた審議まとめ

【参考資料2-1】教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）(PDF:336KB)

【参考資料2-2】教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧 (PDF:319KB)

【参考資料3】学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）(PDF:460KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会（第19回）議事次第

1. 日 時 令和8年10月8日（木）9：30～11：30

2. 場 所 文部科学省東館3F1特別会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 議 題

- （1）次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング①
- （2）その他

4. 配付資料

進行資料 教育課程企画特別部会（第19回）の流れ（イメージ）

資料1－1 全国町村教育長会 御発表資料

資料1－2 全国特別支援教育推進連盟 御発表資料

資料1－3 公益社団法人日本PTA全国協議会 御発表資料

資料1－4 全国養護教諭連絡協議会 御発表資料

資料1－5 公益社団法人日本青年会議所 御発表資料

資料1－6 一般社団法人日本若者協議会 御発表資料

資料1－7 特定非営利活動法人全国認定こども園協会 御発表資料

参考資料1 次期学習指導要領等に向けた審議まとめ

参考資料2－1 教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）

参考資料2－2 教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧

参考資料3 学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）

1 開会

9:30～9:35	進行上の確認等
-----------	---------

2 次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング

9:35～9:45	全国町村教育長会より説明
-----------	--------------

9:45～9:55	全国特別支援教育推進連盟より説明
-----------	------------------

9:55～10:05	公益社団法人日本PTA全国協議会より説明
------------	----------------------

10:05～10:15	全国養護教諭連絡協議会より説明
-------------	-----------------

10:15～10:25	公益社団法人日本青年会議所より説明
-------------	-------------------

10:25～10:35	一般社団法人日本若者協議会より説明
-------------	-------------------

10:35～10:45	特定非営利活動法人全国認定こども園協会より説明
-------------	-------------------------

10:45～11:25	質疑応答等
-------------	-------

3 閉会

11:25～11:30	次回以降についての連絡等
-------------	--------------

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別会（第19回）に
おける意見発表の内容

全国町村教育長会会長矢口和美
(茨城県東茨城郡茨城町教育長)

1日時 令和8年10月8日（木）9：30～11：30

2場所 オンライン

3意見発表内容

（１）「深い学び」

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方のトップに、「主体的・対話的で深い学びの実装」が挙げられています。現在の学習指導要領の下でも「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、実践を進めてきているところですが、学校現場への浸透は道半ばというとらえ方であると認識しています。

現行学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」は、これまでの学習指導要領とは異なり学習過程の改善の方向性を示したものであり、画期的でした。教師主導型の授業からの脱却を掲げ、真に子ども主体の学びを、対話的で協働的な学習活動をベースに進めていこうとする方向は、学校現場でも受け入れやすく、着実に実践は進められてきたと思います。しかし、現場の教師は、自分が受けた授業の「かたち」から脱却できないでいる者も少なからずいます。デフォルトになっている「教師主体の学び」が、簡単には転換できないのも現場の悩みでもあります。今回の審議まとめの主旨にもあるように、習得した知識を現実の事象と関連づけて理解すること、概念としての知識や深い意味理解をすることという次元には確かに至っていない場合が多いのも事実です。

道半ばであるなら、次期学習指導要領の基盤に、継続して「主体的・対話的で深い学びの実装」を位置づけていることは、学びの基本にブレないということからも、十分理解ができますし、大事なことは変わらずに進めていくということに賛同いたします。

ぜひ要望したいことは、

- 「主体的・対話的な学び」で習得した知識を、「深い学び」に近づけるということは、実際の授業レベルでは、どういう学習活動が行われるべきか、ということを教師が具体的にイメージできるように分かりやすく示していただきたいということです。単元構成を考える際、「深い学び」をどこに位置づけていくか、具体的には、知識をどう関連づけられるようにしていくか、（知識を）どう活用・発揮させていくのか、そのために、どのように主体的な活動を通して、子ども同士が学び合う環境を整えていくのかなど、具体の場面に即して教師が豊かにイメージすることができるよう、様々な資料や動画等を通じて分かりやすく発信していただくようお願いいたします。教科書にどう具体的に反映されていくかも注目したいと思います。

（２）情報教育の充実について

情報活用能力の育成は、これまでも増して必要な内容です。GIGAスクール第1期が終わり、一人一台端末の活用が日常化してきている学校の割合も多くなっていますが、地域間で大きな差があることは否めません。ICT活用は、市町村教育委員会の姿勢、方向性によって差が出てし

まっていると思われますが、昨今の情報化社会の状況を推察すれば、これまで以上の情報活用能力の育成、情報リテラシー、メディアリテラシーの育成は必要不可欠であると思います。義務教育の9年間に育まれた、子ども達の情報に関する「感性」が、実社会での生き方に大きく影響することは間違いありません。未来に生きる、活躍する子ども達に、情報に関する豊かな「感性」を身に付けさせていくことは、学校教育の大事な使命であるにとらえています。

そのための方策として、

○小学校の総合に「情報の領域」を設けること

○中学校の技術・家庭を分離し、「技術・情報科」を新設すること

は、かなり踏み込んだ強化策ですが、必要な対応であると思います。しかし、実践に当たっては、以下の点が具体的な問題となり得ます。

ア 中学校における技術科教員が不足していること。

イ 小学校におけるICTのリーダー的教員の育成システムが構築されていないこと

ウ 「深い学び」につながる授業に、ICTをどう活用するか知見の浸透が道半ばであること

アについては、

- ① 「情報」の指導のできる教員に、一定の研修を経て資格（免許）を貸与できるような方法等も考慮して頂くこと。
- ② 情報に秀でている一般の方が、情報教育の現場に（授業に）入れる環境の整備をお願いしたいと思います。情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プランの施策の1つである「民間企業等の外部人材派遣促進策」を具体化していただきたいと思います。

イについては、

- ① 国、県レベルでの情報教育リーダー育成の研修を充実していくこと
- ② 市町村レベルでは、独自のICT研修会を企画すること、そのための講師派遣システムを構築し、支援していただくこと

が必要不可欠です。

「OJT」の研修も必須です。市町村教育委員会の学校への支援体制の1つの事例として、「**ICTメンター**」制度の導入と、メンター育成会議を定期的開催し、授業レベルでの活用の情報交換、市町村教育委員会の施設担当とのICT環境の整備等についての協議を進めていくといった取組もあります。こうした取組が予算化されることが一番の方策ですが、この「ICTメンター」制度は、工夫すれば予算も少なく、且つ着実に先生方のICTに関するスキル、感性が向上していきますので、小中学校における情報教育の充実に寄与できるものと思っています。

ウについては、

ICTの活用を「深い学び」に繋げていくために、オンラインやオンデマンド等を通じた各学校の先生方へのアプローチを今以上に確立すべきと考えます。そのためには、

- ① ICT研修会の年間を通しての実践を積み重ねていく
 - ② 県単位の教育研修センターと各学校とのオンライン研修、オンデマンド視聴の定着
- が必要不可欠であると思います。

調整授業時数制度を活用して、時間短縮をした授業の実践には、ICTの活用が必須です。授業の導入に、クラウド上で学習の目標や見通しを示すことで、子ども達は自分で学ぶ内容や学び方を自己決定するようになったりすることも可能となってくると考えられます。

（３）調整授業時数制度について

「調整授業時数制度」は、学校の実情を踏まえ、柔軟に教育課程を編成することとらえています。

総授業時数を維持しつつ、各教科の標準授業時数を調整可能とするのは、今までになく、まさしく「柔軟性」のあるカリキュラムの構成につながります。

調整授業時数制度を用いて、ある教科の時数を減らした場合、

- ア 既存教科等に上乘せ
- イ 教科の新設
- ウ 裁量的な時間（学習枠）
- エ 裁量的な時間（研究、研修等）

等の多様な時間を設定することが可能であり、この制度で学校現場に求められることは、学校が学校の実情に応じた教育課程を主体的に構成することであると思います。

学校現場は、新たな制度が入ってくると、まず研究指定校等の実践の情報を求めて動き出しますが、大多数がまず模倣から入っていきます。早急に実践していかななくてはならないという焦りにも似た事象が起り、それぞれの学校の実態に相応した実践でなくなってしまうことが、これまでも多くありました。

いわゆるサキドリの実践は、研究指定校で実践されていますが、都市部に多いのではないかと思います。規模の小さい町村教育委員会は、小さいなりに都市部には無い課題がございます。町村ならではの実践事例も多く紹介していただけるよう、町村の研究指定校も増やしていただき、多くの実践例を参考に取組んでいければと思っています。

また、1単位時間を、中学校では「50分を45分で」、小学校では「45分を40分で」実施し、余白の時間をどのような学習に生かしていくかという論が圧倒的に多いと感じています。その論も大事ですが、同時に大事な課題は、1単位時間の時間が減少することによる「問題（課題）追究」の「過程」が表層的になることも考えられます。また「協働的な学び」の時間を保証する時間も少なくなり、浅い認識のまま理解したと錯覚してしまったり、強いては「深い学び」につながらなくなってしまうことが予想されますし、気がかりです。

つまり、**サキドリの実践は、1単位時間の授業の在り方の「追究過程の構造的変化」を意識していく必要があるかと思っています**し、この点も議論の対象として取り扱っていただきたいと思っています。この問題の解決の1方策として、先に述べたICT活用が大変重要となるのではないかと思います。教師が事前にクラウド上に学習の目標や見通しを示したり、課題設定前の学習先行経験を確認させたりする等の提示をすることによって、時間短縮に対応できると思います。ぜひ、ICT活用事例も具体的に示していただきたいと思います。また、授業をコマ数でとらえていく考えから発想を転換し、単元全体をロングスパンでとらえ、追及していく「過程」であるという考え方も大事になってくるとおもわれます。

（４）その他（学習評価の課題と論点について）

評価については、学習指導要領改訂のたびに、論ぜられてきていますが、資料にもあるように、評価が学習や指導の改善に結びつけられていないことが問題ではないかと思います。現場が多忙であることも起因していますが、指導改善に結びつけていくためには、評価が大切であること（指導と評価の一体化）を強調してほしいと思っています。授業の評価を授業改善に生かしていくことこそが教師の力であり、子どもたちの学びに向かう力を育てていくことにつながるとしています。

以上、意見・要望を述べさせていただきました。規模の小さい町村教育委員会の教育課題は、都市部とは異なることが多いのも事実です。町村ならではの教育課題にも配慮して頂きながら、教育の大きな改革を進めていくようお願い致します。

令和 8 年 10 月 8 日

中央教育審議会初等中等教育分科会

教育課程部会教育課程企画特別部会

主査 貞広斎子 様

全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井雄一

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに関する意見

教育課程企画特別部会におかれては、これまで精力的な協議を重ね、審議のまとめを取りまとめられたことに深く敬意を表する。全国特別支援教育推進連盟は、特別支援教育の振興を目的として、校長会、PTA 联合会、保護者団体、当事者団体等 16 団体で構成されている。今回、意見表明の機会をいただいたことに感謝申し上げます。以下、特別支援教育の立場から意見を述べる。

1 次期学習指導要領の基本的方向性について

案では、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保という三つの方向性が示されている。これらは、現代の教育課題に対応するうえで妥当な方向性であると評価する。

主体的・対話的で深い学びを実現するためには、授業の在り方の改善とともに、学習指導要領の基準性を柔軟に運用できる仕組みが不可欠である。調整授業時数制度や単位制の柔軟化など、一人一人の子供に応じた教育課程の運営を可能とする提案は、通常の学級における多様な子供への対応に資するものである。

また、実現可能性の確保の観点からは、少人数学級、複数担任制、専科教員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の人的配置の拡充が不可欠である。教育現場の条件整備を国として強力に進めることを求める。

2 学習指導要領の表記のわかりやすさについて

素案では、学習指導要領の構造化、表形式の活用、デジタル化など、教師にとって使いやすい指導要領を目指した改善が示されている。これらは現場の負担軽減に寄与するものであり、評価する。併せて、保護者にとっても理解しやすい指導要領となるよう、説明資料の作成や説明会の実施など、周知のための取組を進めることを求める。

3 教育課程の柔軟化について

子供の多様化に対応するため、教育課程の柔軟化が提案されていることは妥当である。特別支援教育では、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、一人一人の子供に応じた指導を行っている。通常の学級においても、これらの考え方を踏まえた柔軟な教育課程の運営が求められる。

多様性の包摂とは、単に多様な子供を受け入れることではなく、それぞれの子供に必要な支援を提供することである。この観点を、通常の学級における教育課程改善の中心に据えるべきである。

4 情報活用能力の向上について

情報活用能力の抜本的向上に向けた教育課程上の位置づけが明確化されつつあることを評価する。特に、障害のある子供への合理的配慮として、情報機器の活用が通常の学級においても必要であることを、指導要領上明確に示すことを求める。

5 特別支援教育および特別支援学校学習指導要領について

(1) 基本的な考え方

特別支援教育の本質として、子供が授業内容を理解し、学習活動への参加を通して達成感を得ながら、生きる力を身につけていくという視点が明確に示されたことを評価する。

また、障害の捉え方として医学モデルと社会モデルを統合し、学校における社会的障壁の除去を重視したことは、すべての学校で特別支援教育を進めるうえで重要である。

特別支援学校においては子供の指導の特性を踏まえ、学校の教育課程や個別の指導計画などを保護者と共有し、共に子どもの発達を支援していくことが重要であり、保護者への周知を図ることに努める。

(2) 幼・小・中・高における改善方向

重層的な指導・支援の考え方にに基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性ある学びの場を柔軟に選択できる仕組みが示されたことは妥当である。

合理的配慮と基礎的環境整備の充実は、多様性の包摂を進めるうえで不可欠であり、学校現場での具体化を強く求める。

6 通級による指導の改善

通級による指導の在り方について、校内委員会や個別の指導計画等に基づき子供のニーズを把握することが示されたことは妥当である。巡回指導の拡充や通級指導教室の増設は急務である。

また、合理的配慮の観点から、教科等の目標・内容の一部を障害の状態に応じて調整できる特例的扱いは、現場のニーズが高いと考える。ただし、通級の趣旨を踏まえ、慎重な運用が求められる。

軽度の知的障害のある子供の通級利用ニーズについては、今回の特例との関係性を明確にする必要がある。

7 特別支援学級について

特別支援学級は7障害種を対象としており、特に知的障害、自閉症・情緒障害の学級数が多い。その他の障害種の学級も全国的に一定数設置されており、専門性の確保のため、研修や医療機関との連携、専門員配置の充実を求める。

8 特別支援学校について

知的障害のある子供の増加に加え、障害の程度の幅が広がっている。重度から軽度までの多様な子供に対応するため、学部・段階の目標や内容をより細分化して示すことが求められる。

情報活用能力の強化を教科の目標・内容として位置づけ、授業時数を確保することは妥当である。

自立活動の充実について、子供主体の視点、教科との関連、指導計画の負担軽減などの提案を支持する。

障害種ごとの配慮事項は、通常の学級でも有用であり、全教員への周知を求める。

高等部の充実については、産業界の変化に対応しつつ、保護者・本人の多様なニーズに応える教育内容の検討が必要である。

交流及び共同学習は自治体によって差がある。インクルーシブな学校運営モデル事業の成果を踏まえ、校舎・敷地の共有など自然な交流を促す取組を推進することを期待する。

特別支援学校のセンター的機能はニーズが高く、特別支援教育コーディネーターを専任で複数配置するなど、体制強化を求める。

まとめ

審議まとめは、多様な子供への対応を重視し、学習指導要領の柔軟化や合理的配慮の明確化など、特別支援教育の観点から評価できる内容が多い。今後、これらの趣旨が教育現場で確実に実現されるよう、国・自治体による人的・物的環境整備、研修の充実を強く求める。

以上

公益社団法人日本PTA全国協議会

**文部科学省 中央教育審議会
教育課程企画特別部会 発表資料**

本日は、次期学習指導要領について、保護者の立場から意見を申し上げる機会をいただき、ありがとうございます。公益社団法人日本 PTA 全国協議会を代表して、全国の保護者の視点から、6 点申し上げたいと思います。

まず、今回示されている「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものにする」という基本的な考え方、そして「自らの人生を舵取りする力」を育み、「民主的で持続可能な社会の創り手」を育てていくという方向性について、私たち保護者としても大変重要な視点であると受け止めています。

その上で、一つ目は、保護者への丁寧で分かりやすい説明をお願いしたいということです。学習指導要領は学校教育の基本となる大変重要なものですが、私たち保護者が、その内容や改訂の趣旨を十分理解できているかという点、必ずしもそうではありません。今回は、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶのか」「どのような力を育てるのか」という教育そのものの考え方が示されています。ぜひ、先生方だけでなく、子供たちや保護者にも、これから学校教育がどう変わっていくのかを、分かりやすい言葉で伝えていただきたいと思います。

その際には、ぜひ PTA も活用していただきたいと思います。全国各地の PTA では、様々な会議や研修会など、保護者と先生方が集う機会があります。次期学習指導要領の理念を保護者や地域へ届ける際には、日本 PTA としても積極的に協力していきたいと考えています。

二つ目は、子供の置かれた環境によって、学びの可能性に格差を生じさせないでいただきたいということです。家庭の経済状況、住んでいる地域、学校の規模、デジタル環境など、子供たちを取り巻く環境は様々です。教育課程が柔軟になり、学校の裁量が広がることは大切ですが、それによって学校や地域ごとに、子供が得られる学びや経験に大きな差が生じることがないようにしていただきたいと思います。どこに住んでいても、どのような家庭環境にあっても、すべての子供に質の高い学びが保障される。そのことを制度設計の基本に置いていただきたいと思います。

三つ目は、SNS 等のデジタルや生成 AI と教育との関係です。これは今、保護者にとって非常に関心の高いテーマです。私たち大人でさえ、生成 AI をどこまで使うのか、SNS とどう付き合うのか、悩み、答えを探しています。子供たちにデジタルや AI とどう向き合わせるのかは、学校だけではなく、家庭も一緒になって考えていかなければならない課題だと思います。AI があるから知識が必要なくなるのではなく、AI が示した答えが正しいのかを考え、自分で問いを立て、判断し、自分の言葉で説明する力は、むしろこれまで以上に重要になると思います。同時に、人と直接関わること、自然に触れること、スポーツや文化・芸術を体験すること、失敗したり、誰かと協力したりすることも大切です。デジタルカルリカルという二者択一ではなく、AI 時代だからこそ、人間にしかできない学びや体験を大切にする教育であって

ほしいと思います。

四つ目は、教職員の働き方改革と保護者への負担についてです。先生方が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校や教師が担う仕事を見直すことは必要です。ただ、その仕事そのまま保護者や PTA、地域へ移されるだけでは、持続可能な仕組みにはなりません。誰かの負担を別の誰かに移すのではなく、「学校が担うこと」「家庭が担うこと」「地域や社会が担うこと」を整理しながら、社会全体で子供の学びをどう支えるのかという視点で進めていただきたいと思います。

五つ目は、今回のまとめの中で、私自身、非常に印象に残った言葉について申し上げます。それは、「『好き』を育み、『得意』を伸ばす」という言葉です。私自身、これまで学校というところは、好きなことだけではなく、苦手なことにも取り組み、できないことを少しずつできるようにする場でもあると思ってきました。もちろん、その役割はこれからも大切です。一方で、これからの社会を考えると、すべてを平均的にできるようにすることだけではなく、その子が「これが好きだ」「これなら頑張れる」というものを見つけ、それを自分の強みとして伸ばしていくことも、とても大切なのだと思います。基礎・基本をしっかり身につけながら、一人一人の興味や関心、強みにも光を当てる。今回、このことが明確に示されていることを、私は非常に心強く感じています。

そして六つ目は、学校をもっと社会に開いていただきたいということです。これからの子供たちは、私たち大人が経験したことのない社会を生きていきます。だからこそ、決められた正解を覚えるだけではなく、自分で考え、問いを立て、選び、時には失敗し、そこから立ち上がり、誰かと協力しながら未来をつくる力を育ててほしいと思います。そのための学びの場は、学校の中だけではありません。地域、大学、企業、福祉、文化、スポーツ、NPO など、社会には多様な人材と学びの場があります。社会そのものを、もっと子供たちの学びの場として開いていただきたいと思います。また、不登校の子供、集団での学びが難しい子供、発達上の特性がある子供、ある分野に突出した力を持つ子供など、子供たちは一人一人違います。私は、これからの教育は、「子供を学校に合わせる」という発想から、もう一歩進んで、「一人一人の子供の今と未来に、教育の在り方を合わせていく」という方向へ進んでほしいと思っています。

最後になります。教育をつくるのは、文部科学省や教育委員会、学校、先生方だけではありません。子供自身はもちろん、家庭、地域、そして社会全体が、それぞれの立場から教育に関わっていくことが必要です。私たち保護者も、学校に何かを「してもらおう」だけの存在ではなく、子供たちの学びと成長とともに支える当事者でありたいと思います。次期学習指導要領の理念を学校現場だけのものにせず、家庭や地域、社会全体で共有し、一人一人の子供の今と未来をみんなで支えていく。日本 PTA としても、その橋渡し役を担い、全国の保護者とともに考え、行動していきたいと思っています。次期学習指導要領が、すべての子供たちにとって、「自分の未来を自分でつくっていける」と感じられる教育につながることを期待し、私からの意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

次期学習指導要領等に向けた審議まとめについて

全国養護教諭連絡協議会

従来から養護教諭は、その職務の中で「①命の安全を守る、②学びの基盤となる健康を支える、③学校・家庭・地域・医療をつなぐ、④生徒指導提で示されている様々な課題に対して心身両面からアプローチする」などの役割を果たしており、次期学習指導要領が目指す「ウェルビーイングの向上」や「多様性の包摂（インクルージョン）」の実現において、その役割の重要性は大きいと考えます。

1. 各教科・科目等「体育・保健体育」について

「主体的なウェルビーイングを育む「保健教育」の定義と養護教諭の役割について」

○保健の学習は、児童生徒の心身や生活等のプライバシーに関する内容もあることを踏まえ、共生の視点とともに個別の支援等にも配慮することが必要である。多様性の包摂を掲げる次期教育課程の実施において、従来から個別の支援に携わってきた養護教諭との連携は欠かせないものとする。

○次期学習指導要領に示されている外部人材等の効果的かつ適切な参画に関するノウハウ等を整理・展開し、指導体制を整備するためには、養護教諭も交えて検討することが有効であるとする。

○単なる知識の習得にとどまらず、対話や調べ学習を通じて、自分事として考え深い学びとするためには、審議まとめのとおり教科書等の改善は必要であり、同時に授業時数等学ぶ機会の確保は大切であるとする。

2. 不登校等について

「組織的支援（チーム学校）における養護教諭の役割について」

○不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に対して、養護教諭が個別に行う保健管理、健康相談および保健指導の中での安心感の醸成、登校意欲の回復に向けたアプローチは、次期学習指導要領の目指す「主体的に生きる力を育む重要な教育活動（相談活動）」に合致した取組と考えられる。

○養護教諭は、医療的ケア児、発達特性のある児童生徒、慢性疾患を抱える児童生徒などに対して、学校生活の調整や健康管理の役割を担っており、「個別の教育的ニーズへの対応」と直結している。

○養護教諭は、学校医等、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教職員、医療・福祉機関等をつなぐ役割を果たしている現状があり、「社会に開かれた教育課程」の実現において、養護教諭の連携・調整機能を明記していただくと、より実効性があるものとなるとする。

○個別の児童生徒に係る特別の教育課程の創設について、対象となる児童生徒は、全ての不登校児童生徒を対象とするものではなく、「特別の教育課程の編成・実施が当該児童生徒に効果的と考えられる場合に活用」「学びに向かうことができる児童生徒」「学びに向かいつつある児童生徒」とある。対象となる児童生徒を判断するプロセスにおいて、心身の健康についての専門職である養護教諭の果たす役割がより重要になると考える。「休み始め」の『教室に入ることができない』段階に関わることが多い養護教諭は、担任と連携して当該児童生徒の心身の状態把握に努めている。流れ図（P1027）に示されている⑩体制整備の確認、①本人・保護者の意向確認、②児童生徒の状態把握の段階において、SCやSSWの「見立て」の前に、担任・養護教諭らによる「心身の健康状態等の把握」があるので、この図示の①と②の間にその段階を入れると、より現場の状況に近づくと考える。

3. 全体を通じて

次期学習指導要領が掲げる「誰一人取り残さない教育」や「ウェルビーイングの向上」を実効性あるものにするため、「生涯にわたる自己管理（セルフケア）能力の育成」を軸とした新たな保健教育の定義と、それを支える養護教諭の役割を明確にさせていただくことを切に願います。

次期学習指導要領等に対する 日本青年会議所意見書

本意見書作成の経緯

令和 8 年 9 月 4 日、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会より、公益社団法人日本青年会議所に対し、次期学習指導要領等に向けた「審議まとめ」を踏まえた意見発表の依頼がありました。

審議まとめ：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryo/mext_00056.html

これを受け、日本青年会議所が今年度全国各地で展開してきた教育に関する運動や実践を踏まえ、次期学習指導要領等に対する意見を取りまとめるものです。

協議のポイント

次期学習指導要領等に対する、日本青年会議所としての意見の方向性について。

次期学習指導要領等に向けた意見

公益社団法人日本青年会議所

1 次期学習指導要領の方向性について

次期学習指導要領が、探究や情報活用、実社会の課題解決を重視する方向性について、私たちは高く評価します。AIをはじめとする技術が進展する中、身に付けた知識を活用し、自ら問いを立て、他者と協働しながら行動する力が、これまで以上に重要になります。教育内容の転換にあわせて、子どもの成長を捉える評価のあり方についても、従来の知識・技能や結果を中心とした評価に加え、問いを立て、挑戦し、他者と協働しながら試行錯誤する過程をより重視する方向へ転換していく必要があります。

2 子どもの「結果」だけでなく「挑戦の過程」を評価する教育へ

探究的な学びでは、自ら疑問を持つこと、考えを行動に移すこと、異なる意見を持つ仲間と協働すること、失敗を踏まえて方法を見直すことに、一人ひとりの成長が表れます。期待した結果に至らなくても、自分から一歩を踏み出したことや、対話を通じて考えを深めたことには、評価すべき意味があります。「何を知っているか」「何ができたか」に加え、「何を問い、どう考え、誰と協働し、どのように行動したのか」を捉えることが重要です。活動の記録や本人の振り返り、仲間や伴走者の気付きも参考に、こうした変化を本人に伝えることが、自信と次の挑戦につながると考えます。

3 日本青年会議所の取り組みについて

日本青年会議所は、各地の青年会議所、学校、行政、企業、専門人材等をつなぎ、子どもが実社会と関わりながら学ぶ機会をつくってきました。その一つである「地域みらい教育サポーター」は、地域の企業人や専門人材が、教員と学習のねらいを共有し、対話や専門知識の提供を通じて子どもの学びを支える取り組みです。青年会議所が学校のニーズに応じた人材の確保や連絡調整を担い、教員と地域の大人が協働する体制を整えています。また、事前研修に加え、生成 AI による対話記録の分析を活用し、伴走者が問いかけや関わり方を振り返る取り組みも進めています。個人情報の適切な取扱いと教員・伴走者による確認を前提に、支援の改善につなげることを重視しています。

4 地域みらい教育サポーターが学びを支えた事例

戸隠小学校では、児童が自らテーマを決める「My 探究」に伴走者が参加し、一人ひとりの関心や疑問を聞き取り、考えを深める支援を行いました。学校からは、個別に寄り添う人員の不足が補われ、探究が深まったことや、外部の大人への発表が児童の意欲につながったとの声がありました。この実践は、子どもの興味・関心に応じた学びを支える上で、対話する大人の存在が重要であることを示しています。自分の関心を十分に言葉にできない子どもにも、安心して話し、多様な知識や経験に触れながら、問いを見いだす機会が必要だと考えます。

5 幸せハック 自分で決めた行動を続け互いに認め合う

飯塚青年会議所等と連携した「しあわせ出前授業」では、子どもたちが感謝や挑戦について考え、日常で実践する「幸せ行動」を自ら決めました。片島小学校では、約 2 週間の実践を振り返り、次の行動を設定する取り組みを行いました。子どもからは「いつもは口に出さないありがとうを伝えられた」などの声があり、開催先からも、進んで手を挙げるようになったとの変化が報告されています。自分で行動を選び、実践と振り返りを重ね、仲間と互いの挑戦を認め合うことが、日常の行動につながった事例です。

6 全国高校生政策甲子園 対話と再検討で提案を磨く

全国高校生政策甲子園には、47 都道府県から高校生 3,045 名が参加しました。高校生が社会課題を政策として構想し、仲間と議論し、有識者の助言を受けて提案を練り直す、実社会とつながる探究の機会となりました。指導教員からは、生徒が大会への出場を通じて努力を重ね、批判的な意見を受け止めながら深く考え直したとの声がありました。完成した提案だけでなく、異なる意見に向き合い、考えを更新する過程に学びが見られました。一方、周知や連絡、資料指導等を教員が担っており、機会の拡大には、民間の受け皿と学校をつなぎ、教員の負担を軽減する仕組みも必要だと考えます。

7 日本青年会議所の実践から見えてきたこと

これらの実践から、子どもの主体的な学びを育むには、問い、対話、挑戦、試行錯誤といった過程に表れる成長を捉え、本人に伝えることが重要だと考えます。また、興味・関心を見いだす段階から、実社会に触れ、自ら行動する段階までを支える必要があります。そのためには、学校と地域をつなぐ調整機能や伴走者の育成に加え、企業が人材を送り出しやすい環境が欠かせません。実践を支える学校・教員・民間人材・企業の継続的な貢献が認められることも、取り組みを広げる力になります。個々の熱意に支えられた実践を継続できる仕組みへとつなげ、振り返りや支援の改善から得られた知見を共有することが、学校と地域で子どもの可能性を広げるために必要だと考えます。

8 次期学習指導要領に期待すること

これらの実践を踏まえ、私たちは、次期学習指導要領及びその実施を支える施策に、次の 4 点を期待します。

① 挑戦の過程を捉え、次の学びにつなげる評価の充実

知識・技能の習得や最終的な成果に加え、自ら問いを立てること、他者との対話を通じて考えを深めること、失敗を踏まえて方法を見直すことなど、学びの過程に表れる成長を丁寧に捉える評価の充実を求めます。活動の記録や本人の振り返り、仲間や伴走者からの気付きも参考にしながら、一人ひとりの変化を本人に伝え、自信と次の挑戦につなげることが重要です。そのため、学校現場で活用できる具体的な評価の視点や実践例を示すことを期待します。

② 子どもの興味・関心を起点に、実社会とつながる学びの充実

子どもが自らの興味や疑問をもとに課題を見だし、地域の人々や専門家との対話、体験、発表を通じて考えを深める機会の充実を求めます。自分の興味・関心を十分に言葉にできない子どもにも、安心して話せる関係や、多様な人・仕事・社会課題に触れる機会が必要です。大人との対話を通じて関心を見いだす段階から、自ら行動し、振り返る段階までを支え、すべての子どもが主体的に学ぶ機会を得られる教育を期待します。

③ 学校と地域をつなぎ、民間人材が継続的に参画できる体制の整備

個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、教員と地域の大人が学習のねらいを共有し、それぞれの専門性や経験を生かして子どもを支える体制の整備を求めます。地域みらい教育サポーターのような取り組みを継続するには、学校のニーズと地域の人材・企業をつなぐ調整機能に加え、伴走者の確保や研修を支える仕組みが必要です。連絡調整等の負担が教員に集中しない体制と、企業が人材を送り出しやすい環境を整えることを期待します。

④ 優れた実践と、それを支える貢献が認められる環境の整備

子どもの挑戦や成長を支える教育を広げるため、優れた実践を行う学校・教員・民間人材への表彰や、人材の派遣等を通じて活動を支える企業の貢献を認める制度の整備を求めます。その際には、目に見える成果だけでなく、子どもの変化を丁寧に捉えた関わりや、継続的な支援、学校と地域の協働体制づくりにも目を向けることが重要です。あわせて、生成 AI を活用した伴走者の振り返りや支援の改善についても、個人情報の適切な取扱いと教員・伴走者による確認を前提に、実践と検証を重ね、その知見を共有できる環境を期待します。

AI 時代だからこそ、身に付けた知識を活かし、正解のない課題にも他者と協働して挑戦し、社会をより良く変えていける人を育てることが重要です。日本青年会議所も、学校と地域をつなぐ役割を担い、子ども一人ひとりの可能性を広げる教育の実現に取り組んでまいります。

令和8年10月8日

一般社団法人日本若者協議会

文部科学省 中央教育審議会
教育課程企画特別部会 発表資料

【日本若者協議会の主な提言内容】

日本若者協議会では、学習指導要領改訂の議論に児童生徒の意見を反映させること、学習者視点のより良い教育を実現するために、2025年6月に文部科学省に「学習指導要領改訂に向けた提言」を提出した。

2020年度から順次改訂された現行の学習指導要領のコンセプトである「主体的・対話的で深い学び」は、児童生徒の興味関心を尊重し、児童生徒同士や教職員・地域の人々との対話を通じて自己の考えを広げるという、時代に合ったものであり、これを加速させると同時に、授業体制や教育課程がそれに対応できておらず、カリキュラム・オーバーロード（学習内容・学習時間が過大となり、十分に消化できていない）を引き起こしていること、さらに内申点や受験勉強に追われるなど、社会からの過度な要請に対し、子どもは疲弊しており、「余白」や「子どもの権利保障」という観点が足りないという問題意識のもと、主に以下の内容を提言としてまとめた。

- ・学習指導要領に子どもの権利を記載し、学校で子どもの権利を保障すること。
- ・教員養成課程や教員への研修により、教員がきちんと子どもの権利を理解する環境を整備すること。
- ・生徒会の内容として、学校的意思決定に参画と明記すること。
- ・地域ごとに生徒会支援の専門人材を配置すること。
- ・学習指導要領改訂の議論に子ども若者を参画させること。
- ・探究学習のさらなる拡充のため、（高校の）必修科目の時間を減らし、選択科目を拡充することで、それぞれが自由に学べるカリキュラムへと移行すること。
- ・性教育に関する歯止め規定を撤廃すること。
- ・高校入試における学力試験と内申書の原則使用の廃止（学校教育法施行規則の見直し）。

【次期学習指導要領等に向けた審議まとめへの評価】

①「民主的で持続可能な社会の創り手」について

まず学習指導要領の大きな目標として、「民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」が掲げられ、学校が民主主義を学び、実践する場だと明確に位置付けられたことは画期的であり、とても高く評価する。

民主主義教育を実践する上で重要なのは、「公共」などの一部の科目で知識を教えるだけでなく、学校という一つの「社会」で民主主義を実践し、その価値や方法を体験を通して学ぶことである。

民主主義を経験する機会を増やすためには、特別活動をはじめ、様々な機会で児童生徒が対話と合意を重ね、学校の主権者として学校運営に関われるようにすることが重要であり、特に現状形骸化しがちな、生徒会活動の在り方・生徒会の権限を見直すことが必要である。その点、素案において、生徒会活動の内容として学校的意思決定に参画することや「子供主体のルール形成」「子供主体の学校行事」として、意見表明の機会の確保や安易な多数決の回避などが明記されているのは、高く評価でき

る。

その上で、ルールだけでなく、学校の授業方針や予算、設備など、学校全体に係る意思決定の場でも、生徒が参画することを期待したい（学校運営協議会に生徒の参加を義務付けるなど）。また、「意見を言っても何も変わらなかった」という“失敗体験”を防ぐために、校長や教師によるフィードバックをきちんとすること、内申点が減点されないなど、率直な思いを述べやすい環境を作れるよう、こども家庭庁の意見反映のガイドラインも参考に、こども基本法の考え方や成功例などを解説書に記載することを求める。

さらに、2015 年から本格的に導入された主権者教育は、質・量ともに多く課題が残っており、より現実的な事象を取り扱いやすいように、授業内で「こども若者★いけんぷらす」や「パブリック・コメント」を活用する、議会と連携し、地方議員との議論の機会を増やすなど、行政や議会の協力も求めたい。

「情報活用能力の抜本的向上」においても、メディアリテラシーなど主権者教育に欠かせない能力が記述されているのは高く評価できるものの、現状の「情報」の教員養成課程のカリキュラムとは乖離があるため、民主主義の重要性など、主権者教育の要素も教員養成課程で幅広く教えることを求める。

②『余白』の創出を通じた教育の質の向上』について

近年学校現場で広まってきた探究学習やアクティブ・ラーニングは一斉教授と比べて時間を要するプロセスであり、今までの内容の全てを、これらのプロセスを大事にしながら消化していこうというのは現実的ではない。また児童生徒の興味関心や進路の多様性に沿って授業を受けられるようにするためには、「余白」や「弾力化」が重要であり、その点、「調整授業時数制度」の創設や「教科書の精選」など、「余白」の創出が章立てされているのは高く評価できる。

③実現可能性の確保について

現行の学習指導要領はコンセプトは良かったものの、実装環境が十分に整っていない状況だと認識しているが、今回の改訂においては、基盤の考え方の一つに、「実現可能性の確保」が入っているのは高く評価できる。「調整授業時数制度」の創設や「教科書の精選」の評価は上記と重なるが、より独自性の高い授業を実施するためには、教師の研鑽が求められ、教員研修の充実を図ることも必要である。今回の改訂において、「指導体制改善プラン～To-Be～」が記載されているが、例えば臨時免許状所有者・免許外教科担当数の令和 7 年度の 2,406 から令和 10 年度の 0 などはやや希望的観測すぎる印象も受けるため、きちんと予算を確保し着実な実施を求める。

④保健体育での性教育について

性犯罪・性暴力対策として「生命の安全教育」が始まっているが、まだまだ各学校で十分な実践が見られておらず、学校内で生徒同士の盗撮事件も広がっていることから、学習指導要領とも紐付けながら、さらなる拡充をしていくことが必要である。その点、審議まとめでは、「教材の内容と学習指導要領との関連性を分かりやすく示」すことが明記されており、外部専門家の活用促進策も含め、着実に実施することを期待したい。

また性教育に対しては政治家による介入の歴史から、まだ現場で萎縮する空気が残っており、審議まとめにあるように、「学習指導要領においては現場における指導をためらわせることがないような記

載」をするよう求める。

⑤政策立案過程への子ども若者の参画について

今回の学習指導要領改訂においては、『こども若者★いけんぷらす』を用いて子どもの意見を聞いたことや、審議のプロセスにおいても直接生徒会長らから意見を聞いたことは高く評価できる。また 2025 年の我々の提言では、解決策となる案についてもニーズと合致しているか確認することが重要であり、そのため改訂案ができたタイミングでも、再度『こども若者★いけんぷらす』等を用いて子どもの意見を聞くことを求めたが、今回若者の当事者団体である日本若者協議会に発言の機会を頂いたことに感謝するとともに、高く評価したい。

【その他求める施策】

・地域ごとに生徒会支援の専門人材の配置

今後生徒会活動において、今まで以上に対話・合意形成が重視されることを考えると、その支援をする専門人材が求められるが、すぐに専門性のある教職員を配置することは現実的に難しく、民間との連携が重要になると考える。そのため、専門職の養成と同時に、ノウハウを有する NPO や主権者教育団体、弁護士らとの連携・支援を求める。また生徒会活動は、生徒の入れ替わりが激しいためにノウハウの共有や積極的な活動の継続が難しく、東京都世田谷区や千葉市の「生徒会サミット」（教育委員会主催）などの事例も参考に、地域内の生徒同士の交流の促進も求める。

・探究学習の質的課題

現状下準備が十分でない形での「探究学習」が見られ、大学の研究者などのコスト増にも繋がっている。事前に学校内で先行研究の方法やリサーチクエストの出し方などを教え、より効果的な学習になるよう、解説や補助教材の作成を求める。

・画一的な評価基準の是正

中村高康・東京大学教授らの調査（2020 年 3 月）等にもあるように、受験や内申書などにより、生徒たちは、常に他者の目線（評価）を気にした学校生活を送らざるを得ない状況となっており、それが息苦しさにつながったり、自己肯定感の低さを生み出している。

実際、諸外国では中学校まで、成績の数値化や順位付けをしないなど、子ども一人ひとりの個性や可能性を大事にするための工夫が見られる。

不登校や発達障がいなど様々な事情で内申点を取りにくい生徒の可能性を閉ざさないためにも、内申点を考慮しない受験など、様々な評価方法、受験方法を広めていくことを求める。

具体的には、現状、学校教育法施行規則によって、高校入試で、学力試験と内申書を使用することが原則とされており、これを廃止することを求めたい。審議まとめにおいても、「高等学校の入学者選抜は、特別な事情がある場合を除き調査書及び学力検査に基づいて行うとする学校教育法施行規則第 90 条の規定の在り方についても検討すべきである。」と記載があり、この検討を進めてもらいたい。

以上

2026 年 10 月 8 日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に

関する意見発表

文部科学省の幼児教育 WG およびこども家庭庁の保育専門委員会において推進されておられる取り組みに対し、日頃より幼児教育・保育の実践に携わる立場から、敬意を表します。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「3 要領・指針」の一体的な改訂議論や、0 歳からの育ちと学びを見通す視点は極めて重要です。本意見書は、取りまとめの成果を高く評価しつつ、現場の保育者がこれらの理念を正しく理解し、日々の保育実践に確実に活かすための課題認識と具体的改善要請をまとめたものです。

I. 全体

1. 3 要領・指針の一体的改訂と資質・能力の構造化

施設類型（幼稚園・保育所・認定こども園）に関わらず、すべての乳幼児に対して質の高い教育・保育を保証するため、3 要領・指針の整合性をより高め、「育みたい資質・能力の 3 つの柱」「3 つの視点・5 つの領域」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の相互関係を明確に構造化する方向性を強く支持します。

2. 幼児教育と保育（養護＋教育）の文言整理

今回の取りまとめ（案）において、「幼児教育」と「保育」を区別せず、「幼児教育」として一体的に整理されていることに賛同いたします。今後、幼児教育という言葉一つで共通化され、養護、生活、人間関係などすべてのことを含んだ定義として「幼児教育」が浸透することを強く願っています。

3. 「養護」を基盤とした 0 歳から 18 歳までの学びの連続性の提示

「3. 内容の改善の在り方」において、生命の保持と情緒の安定という「養護」を乳幼児期全体の成長と学びの不可欠な基盤と位置づけ、0 歳児から小学校就学前、さらに 18 歳までの学びのつながりを見通した改訂方針が示された点を高く評価します。

II. 重点課題と改善

1. 現場の保育者が理解・実践できる明確な記述と概念の可視化

「遊びの深まり」や「遊びの中の学びの見取り」といった概念は、理論として優れている一方で、現場の保育者が日々の保育や指導計画・評価にどう反映すべきか戸惑う懸念があります。要領・指針やその解説書においては、専門用語の羅列にとどまらず、具体的な遊びの展開例や保育者の援助のあり方を交え、誰もが直感的に理解し実践できる平易で明確な言葉で記述することを要望します。

2. 「養護」の概念と実践的援助のさらなる深掘り

保育現場では「養護と教育の一体性」の理解にばらつきが見られます。養護を「学びの基盤」と位置づけるにあたり、単なる安全確保や日常生活の世話にとどまらず、保育者がこどもにとっての「安全基地」かつ「安心の避難所」として機能することで、こどもが周囲の環境に主体的に働きかけ、探求・探究する姿勢が育まれる点に鑑み、保育者との愛着・信頼関係や情緒の安定が、いかにこどもの主体的な環境への働きかけや探究心を支えるかという心理的・発達のプロセスをより深く丁寧に記載することを求めます。

3. 0歳児からの乳幼児教育における「早期教育化」の誤解・懸念の防止

0歳児からの「教育」の重視が強調されることで、「教育」の取り違え・誤解により、文字や数などの「知識・技能の早期刷り込み（早期教育）」に向かってしまうリスクが懸念されます。乳幼児教育の本質は、受容的・応答的な関わりと自発的な遊びを通じた「直接的・具体的体験」にあること、並びに集団保育における0～2歳児のこども同士の相互作用が、大人との1対1の関わりでは得られない重要な学びの場であることも併せて明確にし、早期の訓練への偏重を強く戒める注意事項を明記いただくよう要望します。

4. 3要領・指針と各ガイドラインとの整合性について

幼児教育を行う上で、3要領・指針以外にも最低限従わなくてはならないガイドラインが複数存在します。これらのガイドラインと3要領・指針との整合性や、ガイドラインに記載があるものはガイドラインを参照することで記載量を短縮するなど、3要領・指針を中心に据えたときに必要となる周辺のガイドラインを参照できる記述も必要であると考えます。

また、ガイドラインにおいては、同一内容であるにもかかわらず施設毎にガイドラインが異なるケースも存在します。同一内容であれば共通したガイドラインを策定し、施設毎に注意すべき点を記載するような方法もご検討いただきたいと思います。

5. ICT活用の目的別区分と発達・生活への影響（スクリーンタイム）への配慮

保育現場におけるICT活用については、以下の3点に明確に区分して示す必要があります。

- 保育者の業務効率化・記録と振り返りの共有（積極推進）

- こどもたちの遊びや表現を広げる道具としての活用（発達に応じた補完的使用）
- 家庭における ICT・デジタルメディアの取り扱いと相談支援

特に、乳幼児期のスクリーン利用が睡眠・視力・運動機能・心理発達に及ぼす長期的影響について、国際的な議論や最新の科学的・医学的知見を踏まえた慎重な配慮事項を記載することを要望します。

6. 幼小接続（架け橋事業）の実効性確保と現場負担の軽減

「架け橋期のカリキュラム」協働作成や相互参観は有意義ですが、多忙な現場において形式的な事務負担と化す懸念があります。各自治体や幼児教育センターによるコーディネーター配置や伴走支援を強化し、園と小学校が過度な負担感なく持続可能な対話を行える体制を整備することを求めます。その際にはコーディネーターの質の確保を切に願います。

また、文部科学省の令和 7 年度幼児教育実態調査によると、幼児教育センターの設置状況は都道府県: 83.0%、市町村: 14.9%となっており、センター未設置の場合でも関係部署による会議体を設けるなどして幼児教育・保育の質向上や幼保小接続に取り組む自治体もありますが、「すべてのこどもの最善の利益」を前提とするのであれば、すべての自治体において実施されることを前提としていただくようお願いいたします。また、教育委員会が幼児教育センターを所管する際に自らが所管対象となる学校（公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校など）のみとするケースが存在します。権限などの問題があるのかもしれませんが、小学校との接続には私立園との連携が必要不可欠です。どうかご配慮くださいますようお願いいたします。

III. おわりに

0～6 歳のこどもに提供される幼児教育は、こどもたちの生涯にわたる人格形成とウェルビーイングの基盤を培う大変重要な営みです。今回の要領・指針改訂が、単なる理念の提示に終わらず、全国のあらゆる施設でこどもたちに向き合う保育者一人ひとりの温かな眼差しと質の高い実践を力強く支えるものとなるよう、本意見書で提示した事項が十分に参酌されることを切に希望いたします。

教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）

○第 19 回 10 月 8 日（木） 9:30 ～ 12:00
次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング①

○第 20 回 10 月 15 日（木） 13:00 ～ 15:00
次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング②

○第 21 回 10 月 21 日（水） 15:30 ～ 17:30
次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング③

○第 22 回 10 月 30 日（金） 9:30 ～ 11:30
次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング④

※あくまで現時点の予定であり、審議の状況によって変更の可能性があります

教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体 一覧

【校長会関係】

全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国特別支援学校長会
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
全国連合退職校長会
全国公立学校教頭会
全国公立小・中学校女性校長会
全国へき地教育研究連盟

【幼児教育関係】

全国国公立幼稚園・こども園長会
全日本私立幼稚園連合会
公益社団法人全国幼児教育研究協会
特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人認定こども園連盟

【教育委員会関係】

全国都道府県教育委員会連合会（全国都道府県
教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会）
全国市町村教育委員会連合会
指定都市教育委員会協議会
全国都市教育長協議会
中核市教育長会
全国町村教育長会

【私立学校関係】

日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会

【経済団体等関係】

一般社団法人新経済連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
公益社団法人日本青年会議所
日本商工会議所
日本労働組合総連合会

【教職員関係】

日本教職員組合
全日本教職員組合
全日本教職員連盟
日本高等学校教職員組合
全国教育管理職員団体協議会
公益社団法人全国学校栄養士協議会
全国養護教諭連絡協議会
全国公立小中学校事務職員研究会
全国公立高等学校事務職員協会

【体育・文化関係】

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本学校体育研究連合会
公益社団法人全国高等学校文化連盟
公益社団法人全国公立文化施設協会
公益財団法人日本宗教連盟

【大学関係】

一般社団法人公立大学協会
一般社団法人国立大学協会
日本教育大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会
日本私立短期大学協会

【保護者・若者等関係】

公益社団法人日本PTA全国協議会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会
一般社団法人日本若者協議会
全国特別支援教育推進連盟

令和8年10月8日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 3

參考資料 3

